

議案第66号

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、地方自治法第112条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成22年12月16日 提出

提出者	日野町議会議員	佐々木 求
賛成者	日野町議会議員	石田 幹 暢
賛成者	日野町議会議員	竹 永 明 文
賛成者	日野町議会議員	中 原 明
賛成者	日野町議会議員	小 谷 博 徳

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年日野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議会議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額100分の120に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議会議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額100分の120に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。